

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成31年2月12日
【四半期会計期間】	第90期第3四半期（自平成30年10月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	燦ホールディングス株式会社
【英訳名】	SAN HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野呂 裕一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目6番11号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋四丁目6番39号
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【縦覧に供する場所】	燦ホールディングス株式会社 東京本社 （東京都港区南青山一丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第3四半期 連結累計期間	第90期 第3四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
営業収益 (千円)	14,457,373	15,302,770	20,070,394
経常利益 (千円)	1,669,549	2,235,846	2,650,746
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	1,072,964	1,552,878	1,573,218
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,072,964	1,552,878	1,573,218
純資産額 (千円)	23,755,419	25,510,705	24,255,673
総資産額 (千円)	28,755,876	30,202,473	30,161,105
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	191.04	276.49	280.11
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.6	84.5	80.4

回次	第89期 第3四半期 連結会計期間	第90期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	77.31	90.82

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第3四半期連結累計期間（以下、当期）におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に景気の緩やかな回復基調が続きました。雇用・所得環境の改善が持続し個人消費を支えるとともに、設備投資も人手不足を背景とした合理化・省力化等を中心に増加基調にあります。その一方で、海外経済の動向を中心に不確実性が高まっており、企業マインドの悪化や金融市場の不安定化のリスクが懸念されています。

葬祭市場においては、故人や喪主の高齢化に加え、地域社会や職場の人間関係の希薄化等の影響もあり会葬者数は減少傾向にあるとともに、人々の価値観・嗜好の多様化が葬儀の形態や費用のかけ方に反映される傾向が強まっています。また、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店や、葬儀紹介業者によるインターネットを通じた集客など、事業者間の激しい競争が続いています。

以上のような環境変化を踏まえ、中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の最終年度にあたる当期において、主要課題への取り組みを以下のとおり進めております。

第一に、グループ葬儀事業会社3社においては、サービス品質向上への取り組みを継続するとともに、集客力および提案力の強化を図りました。

第二に、葬儀事業の営業エリアの維持・拡大のため、新規会館の出店準備を進めました。その結果、平成30年12月に「公益社会館 津久野」（堺市西区）をオープンしました。さらに、平成31年2月に「公益社 上板橋会館」（東京都板橋区）、平成31年3月に「公益社 吉祥寺会館」（東京都武蔵野市）をそれぞれオープンする予定です。

第三に、新規事業創出への本格的取り組みとして、介護事業においては平成30年7月にリハビリ特化型デイサービス施設の2号店「ポシブル池田」（大阪府池田市）をオープンしました。また飲食事業においては平成30年12月にラーメン店の3号店となる「うまい麺には福来たる 天五店」（大阪市北区）をオープンしました。

当期においては、グループの全葬儀施行件数が、(株)公益社を中心に前年同四半期（以下、前年同期）と比べて伸長したことに加え、提案力向上の諸施策により葬儀施行単価も上昇したため、葬儀施行収入が前年同期比6.3%の増収となりました。

費用については、前年同期に発生した「公益社 枚方会館」のリニューアルオープンに伴う消耗備品費の計上なくなったことや広告宣伝費が支出時期のずれ等により減少した一方、営業収益の増加に伴い直接費が増加したほか、人員増などにより人件費が増加したため営業費用は前年同期比2.4%増加しました。販売費及び一般管理費は、業務委託費の減少等により前年同期比0.3%減少しました。

なお、昨夏の自然災害（大阪北部地震および台風20号・21号）に関する受取保険金13百万円を営業外収益に、被害に対する補修工事等の災害損失30百万円を営業外費用に、それぞれ計上しました。さらに、営業外収益には厚生年金基金の特例解散に伴う負担額の確定に伴い、厚生年金基金解散損失引当金戻入額21百万円を計上しました。

また、平成25年3月期に導入した転進支援制度を、平成30年8月31日付で廃止したことに伴う退職給付制度終了益1億42百万円を特別利益に計上しております。

この結果、当期の営業収益は153億2百万円となり、前年同期比5.8%の増収となりました。また、営業利益は22億38百万円（前年同期比33.5%増）、経常利益は22億35百万円（前年同期比33.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は15億52百万円（前年同期比44.7%増）と、いずれも増益となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りです。

ア 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社では、首都圏の一般葬儀および関西圏の大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀）の施行件数が伸長しました。これは新規出店による営業エリアの拡大や集客チャネルの多様化、ならびに組織間の連携強化の取り組みが奏功したものと考えられます。また、一般葬儀においては、関西圏、首都圏とともに提案力の向上により葬儀施行単価が上昇しました。その結果、全体の葬儀施行件数は前年同期比1.2%の増加、葬儀施行収入は前年同期比6.8%の増収となりました。

葬儀に付随する販売やサービス提供においては、返礼品販売収入および仏壇仏具販売収入は好調に推移し、前年同期比増収となりました。

費用については、消耗備品費や広告宣伝費が減少した一方、営業収益の増加に伴う直接費の増加や人員増による人件費の増加等により、営業費用は前年同期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は126億91百万円（前年同期比6.2%増）となり、セグメント利益は12億62百万円（前年同期比69.8%増）となりました。

イ 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、鳥取エリア・松江エリアを中心に葬儀施行件数が前年同期比1.7%増加したものの、葬儀施行単価が低下したため、葬儀施行収入は前年同期比2.7%の減収となりました。

費用については、営業収益の減少に伴う直接費の減少により、営業費用は前年同期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は9億94百万円（前年同期比3.1%減）となり、セグメント損失は9百万円（前年同期は12百万円の利益）となりました。

ウ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、葬儀施行件数が前年同期比7.6%増加したため、葬儀施行収入は前年同期比8.2%の増収となりました。

費用については、人員増に伴う人件費、会館備品の買い替えによる消耗備品費および広告宣伝費の増加等により、営業費用は前年同期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は13億33百万円（前年同期比9.8%増）となり、セグメント利益は2億35百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

エ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)においては、配当金収入の増加により増収となりました。

費用については、修繕費が増加したものの、減価償却費が減少したため、営業費用は前年同期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は40億70百万円（前年同期比8.5%増）となり、セグメント利益は17億54百万円（前年同期比23.7%増）となりました。

財政状態

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は58億86百万円となり、前連結会計年度末比1億87百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が3億13百万円減少する一方、未収還付法人税等が2億94百万円、営業未収入金が1億26百万円増加したためです。

固定資産は243億16百万円となり、前連結会計年度末比1億45百万円減少しました。これは主に、新規会館にかかる建設仮勘定が3億64百万円増加する一方、繰延税金資産が4億77百万円減少したことによるものです。

この結果、総資産は302億2百万円となり、前連結会計年度末比41百万円増加しました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は32億37百万円となり、前連結会計年度末比18百万円減少しました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が、固定負債からの振替9億14百万円と期中返済1億65百万円との差引により7億49百万円増加、厚生年金基金の特例解散に伴う1年内負担額の確定等により未払金が1億97百万円増加する一方、未払法人税等が5億96百万円、賞与引当金が2億79百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定負債は14億54百万円となり、前連結会計年度末比11億95百万円減少しました。厚生年金基金の特例解散に伴う1年超負担額の確定等により長期未払金が5億36百万円増加する一方、厚生年金基金解散損失引当金6億90百万円を取崩しました。さらに、長期借入金が1年内返済予定の長期借入金への振替により9億14百万円減少したこと、ならびに転進支援制度の廃止に伴う退職給付に係る負債が1億59百万円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は46億91百万円となり、前連結会計年度末比12億13百万円減少しました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は255億10百万円となり、前連結会計年度末比12億55百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益15億52百万円を計上する一方、配当金2億97百万円を支払ったことにより、利益剰余金が12億55百万円増加したためです。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末比4.1ポイント上昇し、84.5%となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人材力、専用施設、運営ノウハウ、商品・サービス要素の調達力、商品開発力、企画運営力などをその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

ア 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。

まず平成21年4月に、予想される社会環境、顧客および競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン(平成25年に見直し、その後平成28年に一部改訂)」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念を再定義いたしました。その経営理念とは、「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」であります。

次に企業価値の源泉の最重要なものとして、創業86年の歴史に裏付けられた知識と経験を継承し、葬祭サービスとして体現する「人」を位置付けております。お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材を多数有することこそが、当社グループのコア・コンピタンス、すなわち競合他社に対する持続的優位性をもたらします。

儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

そして、「人」が企業価値の最重要の源泉であり続けるためには、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。さらに、現場の主体性を重視し、権限委譲を進めることにより、社員の高い内発的動機に裏打ちされた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指しております。

この経営理念と企業価値の源泉に基づき、企業価値向上の方策は、当社グループのビジョン「東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大」と「ライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化」による顧客価値の向上を基軸としております。

これをふまえて、中期経営計画（平成28年度～平成30年度）においては、サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築、葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大、ライフエンディングサポート事業の伸長、新規事業創出への本格的取組み、基盤整備の完遂、リスクマネジメントの強化、の6つの重点課題の達成に取り組んでおります。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、平成28年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲並びにその監督体制を明確に定めております。

当社は、これらの取組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を同一の内容で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第87期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.san-hd.co.jp/files/news/management/160513_1.pdf)に掲載する平成28年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

「ア」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実に配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、「イ」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第87期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,082,008	6,082,008	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	6,082,008	6,082,008		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日		6,082,008		2,568,157		5,488,615

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 465,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,614,300	56,143	
単元未満株式	普通株式 2,108		
発行済株式総数	6,082,008		
総株主の議決権		56,143	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,900株(議決権19個)含まれております。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 燦ホールディング ス株式会社	大阪市中央区北浜 二丁目6番11号	465,600		465,600	7.66
計		465,600		465,600	7.66

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,781,933	4,468,580
営業未収入金	618,010	744,444
商品及び製品	94,684	110,553
原材料及び貯蔵品	44,568	44,062
その他	160,742	520,139
貸倒引当金	744	1,343
流動資産合計	5,699,193	5,886,436
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,884,445	1,877,123
土地	12,344,809	12,344,809
リース資産(純額)	396,550	418,468
その他(純額)	1,305,580	1,666,958
有形固定資産合計	21,889,386	22,205,360
無形固定資産		
無形固定資産	104,230	91,926
投資その他の資産		
長期貸付金	253,987	241,375
不動産信託受益権	527,649	526,554
差入保証金	680,759	715,495
その他	1,020,097	544,569
貸倒引当金	14,198	9,245
投資その他の資産合計	2,468,295	2,018,749
固定資産合計	24,461,912	24,316,037
資産合計	30,161,105	30,202,473

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	811,858	783,247
1年内返済予定の長期借入金	170,392	919,992
リース債務	98,044	103,974
未払法人税等	632,388	36,205
賞与引当金	499,159	219,436
役員賞与引当金	45,858	33,296
その他	998,351	1,141,406
流動負債合計	3,256,053	3,237,559
固定負債		
長期借入金	945,022	30,028
リース債務	332,153	352,772
厚生年金基金解散損失引当金	690,837	-
退職給付に係る負債	159,819	-
資産除去債務	282,472	292,581
その他	239,073	778,826
固定負債合計	2,649,378	1,454,208
負債合計	5,905,432	4,691,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,568,157	2,568,157
資本剰余金	5,488,615	5,488,615
利益剰余金	17,212,808	18,468,020
自己株式	1,013,908	1,014,088
株主資本合計	24,255,673	25,510,705
純資産合計	24,255,673	25,510,705
負債純資産合計	30,161,105	30,202,473

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
営業収益	14,457,373	15,302,770
営業費用	11,800,786	12,087,422
営業総利益	2,656,587	3,215,348
販売費及び一般管理費		
役員報酬	127,237	135,632
給料	265,291	254,077
賞与	50,464	51,681
賞与引当金繰入額	24,317	24,237
役員賞与引当金繰入額	23,384	33,296
貸倒引当金繰入額	10	5
減価償却費	24,874	23,742
その他	464,497	454,055
販売費及び一般管理費合計	980,078	976,716
営業利益	1,676,508	2,238,631
営業外収益		
受取利息	3,053	2,846
受取配当金	4	4
受取保険金	851	22,556
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	-	21,627
雑収入	11,403	13,658
営業外収益合計	15,312	60,691
営業外費用		
支払利息	7,778	7,046
解体撤去費用	9,078	21,901
災害損失	-	30,519
雑損失	5,414	4,010
営業外費用合計	22,271	63,477
経常利益	1,669,549	2,235,846
特別利益		
固定資産売却益	3,667	3,154
退職給付制度終了益	-	142,747
特別利益合計	3,667	145,901
特別損失		
固定資産除却損	2,724	5,486
特別損失合計	2,724	5,486
税金等調整前四半期純利益	1,670,492	2,376,261
法人税、住民税及び事業税	452,772	345,908
法人税等調整額	144,754	477,474
法人税等合計	597,527	823,382
四半期純利益	1,072,964	1,552,878
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,072,964	1,552,878

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	1,072,964	1,552,878
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	1,072,964	1,552,878
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,072,964	1,552,878
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
建物	10,404千円	10,404千円
その他(工具、器具及び備品)	4,037	4,037
計	14,441	14,441

2 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)

資金調達の機動性確保並びに資金効率の向上を目的として、3金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
コミットメントの総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	639,849千円	596,188千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	126,370	22.5	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	134,795	24.0	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	146,025	26.0	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金
平成30年11月8日 取締役会	普通株式	151,640	27.0	平成30年9月30日	平成30年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タライ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	11,929,028	1,026,345	1,214,906	287,093	14,457,373	-	14,457,373
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	19,470	-	20	3,464,828	3,484,318	3,484,318	-
計	11,948,498	1,026,345	1,214,926	3,751,921	17,941,692	3,484,318	14,457,373
セグメント利益	743,535	12,443	224,697	1,418,880	2,399,557	730,008	1,669,549

(注)1. セグメント利益の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	730,000
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	8
合計	730,008

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成30年4月1日 至平成30年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タレイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	12,670,405	994,824	1,333,867	303,673	15,302,770	-	15,302,770
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	20,620	138	61	3,766,633	3,787,453	3,787,453	-
計	12,691,026	994,962	1,333,928	4,070,307	19,090,224	3,787,453	15,302,770
セグメント利益 又は損失()	1,262,726	9,433	235,832	1,754,538	3,243,664	1,007,818	2,235,846

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	1,008,000
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	181
合計	1,007,818

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	191円04銭	276円49銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,072,964	1,552,878
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,072,964	1,552,878
普通株式の期中平均株式数(株)	5,616,452	5,616,317
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第90期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の中間配当については、平成30年11月8日開催の取締役会において、平成30年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	151,640千円
1株当たり中間配当金	27円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年12月3日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月6日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦ホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。